



# 山形県公報

令和2年9月18日(金)  
第139号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……957

### 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……958
- 有害図書類の指定……………(若者活躍・男女共同参画課) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……959
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……960
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………( 同 ) ……同
- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) ……961
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……962
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(置賜総合支庁農村整備課) ……同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(村山総合支庁建設総務課) ……963
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

### 公 告

- 令和2年度砂利採取業務主任者試験の実施……………(商工産業政策課) ……966
- 令和2年度山形県家畜(牛)人工授精講習会の実施……………(畜産振興課) ……同
- 令和2年度山形県家畜(牛)人工授精講習会修業試験の実施……………( 同 ) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……972
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教 育 庁) ……977
- 同……………(中央病院) ……同

## 規 則

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第60号

#### 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則(昭和50年11月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特定退職者に関する暫定措置)

- 3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第7条の2及び第22条第1項の規定の適用については、第7条の2中「次のとおり」とあるのは「雇用保

険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同省令第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第22条第1項中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の失業者の退職手当の支給に関する規則附則第3項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

**告 示**

**山形県告示第659号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

酒田市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

**山形県告示第660号**

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

（図 書）

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由
838	臨時増刊ラヴァーズ VOL. 14	68543-03	株式会社大洋図書	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
839	臨時増刊ラヴァーズ VOL. 15	68543-32	株式会社大洋図書	
840	週刊大衆 八月十七日号	20433-8/17	株式会社双葉社	
841	週刊大衆 八月二十四・三十一日号	20435-8/31	株式会社双葉社	
842	週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊9月12日号	20327-9/12	株式会社日本ジャーナル出版	
843	封印発禁TVSP vol. 6 放送禁止作品真夏の炎上編	68543-12	株式会社大洋図書	
844	実話ローレンス 10月号 2020年10月1日発行	18019-10	株式会社スコラマガジン	

845	まんが誰もが知りたい衝撃実話裏のウラDX	53455-99	株式会社コアマガジン	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
846	実話ナックルズ 2020年8・9月号 月刊8・9月合併号	04877-9	株式会社大洋図書	
847	実話ナックルズGOLDドキュメント Vol. 2	68543-28	株式会社大洋図書	
848	臨増ナックルズDX vol. 22	68543-20	株式会社大洋図書	

**山形県告示第661号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あらた酒田市東町一丁目15番地の25	そよ風クラブ 酒田市東町一丁目15番地の25	児童発達支援	令和2.9.30
特定非営利活動法人あらた酒田市東町一丁目15番地の25	そよ風クラブ 酒田市東町一丁目15番地の25	放課後等デイサービス	同

**山形県告示第662号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社堀田家具製作所	ウエルランド堀田指定福祉用具貸与事業所 酒田市山居町一丁目5番38号	特定福祉用具販売	令和2.6.30

**山形県告示第663号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社堀田家具製作所	ウエルランド堀田指定福祉用具貸与事業所 酒田市山居町一丁目5番38号	特定介護予防福祉用具販売	令和2.6.30

**山形県告示第664号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月18日

山形県知事 吉村美栄子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.75%」を「年0.70%」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年8月20日から適用する。
- 令和2年8月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第665号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月18日

山形県知事 吉村美栄子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.75パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年8月20日から適用する。
- 令和2年8月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第666号**

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年9月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 加入区の名称  
酒田市浜中加入区
  - 加入区の区域及び漁業の区分
    - イ 加入区の区域 酒田市浜中、広岡新田、黒森及び坂野辺新田の区域
    - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 加入区の名称  
飛島勝浦加入区
  - 加入区の区域及び漁業の区分
    - イ 加入区の区域 酒田市飛島字勝浦の区域
    - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 加入区の名称  
飛島中村加入区
  - 加入区の区域及び漁業の区分
    - イ 加入区の区域 酒田市飛島字中村の区域

- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 4 (1) 加入区の名称  
飛島法木加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
- イ 加入区の区域 酒田市飛島字法木の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

#### 山形県告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営赤松地区土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営赤松地区土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
大蔵村役場
- 縦覧に供する期間  
令和2年9月28日から同年10月26日まで
- その他
  - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営烏川赤松地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営烏川赤松地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
舟形町役場及び大蔵村役場
- 縦覧に供する期間  
令和2年9月28日から同年10月26日まで
- その他
  - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第669号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営十一カ村堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営十一カ村堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所及び庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和2年9月23日から同年10月21日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第670号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営谷地地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所  
川西町役場農地林務課
- 3 縦覧に供する期間  
令和2年9月18日から同年10月20日まで
- 4 その他
  - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第671号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和2年9月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 指定した道路の部分の区間 山形市木の実町23番から  
同 13番まで（上り線に限る。）  
山形市十日町一丁目275番から  
同 香澄町二丁目13番まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 令和2年9月18日

山形県告示第672号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月18日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「鶴岡市若葉町24番7号」 を 「鶴岡市本町二丁目1番13号」 に改める。

別表第2中

" 馬見ヶ崎支店	" 馬見ヶ崎四丁目7番2号	" "	を
" 中央市場支店	" 大字漆山1420番地	" "	

「 " 馬見ヶ崎支店 " 馬見ヶ崎四丁目7番2号 " "」 に、

「 " みどり町支店 " みどり町31番26号 " " " 文園支店 " 文園町4番1号 " "」 を

「 " みどり町支店 " みどり町31番26号 " "」 に、

「 " 東原支店 " 小白川町一丁目8番26号 " "」 を

〃 東原支店	〃 小白川町一丁目 8番26号	〃 〃
〃 中央市場支店	〃 大字漆山字北道 上2579番地の2	〃 〃

に、

〃 三瀬支店	鶴岡市本町二丁目1番 13号	〃 〃
--------	-------------------	-----

を

〃 三瀬支店	鶴岡市本町二丁目1番 13号	〃 〃
〃 文園支店	〃	〃 〃

に改める。

別表第4中

〃 鶴岡東支店	〃 東原町1番31号	〃 〃
〃 本町三丁目支店	〃 美原町21番1	〃 〃

を

〃 鶴岡東支店	〃 東原町1番31号	〃 〃
---------	------------	-----

に、

〃 仙台支店	仙台市青葉区中央三丁目 1番24号	〃 〃
〃 栗生支店	〃 〃 栗生六丁目 5番地の2	〃 〃

を

〃 仙台支店	仙台市青葉区中央三丁目 1番24号	〃 〃
--------	----------------------	-----

に、

〃 ねずが関支店	鶴岡市温海戊577番地 1	〃 〃
----------	------------------	-----

を

「	「	本町三丁目支店	鶴岡市文園町1番6号	「	「	
	「	ねずが関支店	「 温海戊577番地 1	「	「	に、
」	「	イオン石巻支店	仙台市若林区荒井東一 丁目6番地の6	「	「	を
	「	栗生支店	仙台市青葉区中央三丁 目1番24号	「	「	に改める。
	「	イオン石巻支店	「 若林区荒井東一 丁目6番地の6	「	「	
」						

別表第5中 「 「 本町二丁目19番21号」 を 「 「 本町一丁目12番12号」 に改める。

附 則

この規程は、令和2年9月23日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中

「	「	馬見ヶ崎支店	「 馬見ヶ崎四丁目 7番2号	「	「	
	「	中央市場支店	「 大字漆山1420番 地	「	「	を
」	「	馬見ヶ崎支店	「 馬見ヶ崎四丁目 7番2号	「	「	に改める部分及び
	「	東原支店	「 小白川町一丁目 8番26号	「	「	を
	「	東原支店	「 小白川町一丁目 8番26号	「	「	に改める部分は、同月28日から
	「	中央市場支店	「 大字漆山字北道 上2579番地の2	「	「	
」						

施行する。

---

## 公 告

---

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和2年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年11月13日（金） 午前10時から正午まで  
(2) 場 所 山形県工業技術センター 講堂 山形市松栄二丁目2番1号

2 受験手続

受験願書を令和2年10月5日（月）から同月16日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号産業労働部商工業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、同月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、産業労働部商工業政策課鉱害防止計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年10月19日（月）から同年11月17日（火）まで  
(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産研究所

2 対象となる家畜の種類  
牛

3 受講手続

受講願書を令和2年9月30日（水）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。ただし、住所地が県外の場合は同日までに農林水産部畜産振興課に提出すること。

4 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による令和2年度家畜人工授精に関する講習会の修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年11月18日（水）から同月20日（金）まで  
(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産研究所

2 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者		収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者	
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,800	13,600	15,600	17,600	19,600	19,600	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	同	44.4	1	同	11,800	13,600	15,600	17,600	19,600	19,600		
同 2号	同 18-51	同	44.4	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,000	19,000		单身可
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	特定目的用 (高齢者専用)	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600		同
同	同	同	44.4	1	一般用	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600		同
同 4号	同 17-22	同	44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600		
同	同	同	44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,600	19,600		单身可
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,000	19,000		
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200		单身可
同	同	同	51.2	4	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200		
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200		
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200		
同	同	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200		单身可
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円応寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		同

同 桜町アパー ト1号	同 桜町四丁 目12-16	同	58.4	1	同	19,400	22,400	25,700	28,900	33,100	38,200	
同 2号	同 12-20	同	61.0	1	同	19,800	22,800	26,100	29,500	33,700	38,900	
同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	同	66.5	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	単身可
同 4号	同 8-32	同	64.2	1	同	21,800	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700	
同 きたまちア パート1号	同 桜町三丁 目2-15	同	69.9	1	同	26,500	30,600	35,100	39,500	45,200	52,100	
同 東山住宅	同 大字十文 字6106	同	70.9	1	特定目的用 (身障者用)	26,800	31,000	35,400	39,900	45,600	52,700	単身可
同 土屋倉アパ ート1号	同 山市美咲町二 丁目3	同	51.8	1	一般用	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	同
同	同	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	
同 3号	同	同	53.7	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,700	
同 鷲ヶ袋アパ ート1号	同 旭町二丁 目7-1	同	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	単身可
同 長清水アパ ート1号	同 長清水一 丁目10-11	同	69.4	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700	
同 2号	同 10-12	同	69.4	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700	
同 8号	同 10-18	同	70.1	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 日光アパー ト2号	同 天童市北久野本 四丁目14-2	同	62.9	1	同	21,600	25,000	28,600	32,200	36,800	42,500	
同 3号	同 14-3	2DK	55.5	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	単身可
同 4号	同 14-4	3DK	62.9	1	同	22,100	25,500	29,200	33,000	37,700	43,500	同

同 交り江アパー ト1号	同 交り江五 丁目10-1	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 天童駅西ア パー ト1号	同 駅西二丁 目 2-27	同	64.2	1	同	19,000	22,000	25,100	28,300	32,400	37,400	単身可
同 2号	同 2-30	同	61.0	1	同	18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500	
同 3号	同 2-31	同	64.2	2	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	37,900	
同 天童駅南ア パー ト1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 近江アパー ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 2号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 3号	同	同	64.6	2	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 中原アパー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 2号	同	同	69.4	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	
同	同	同	69.4	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	単身可
同 長崎アパー ト	同 8035- 205	同	62.8	1	同	16,800	19,400	22,100	25,000	28,600	33,000	同
同 南寒河江ア パー ト1号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	62.6	1	同	16,800	19,400	22,200	25,100	28,700	33,100	
同 2号	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	単身可
同 塩水アパー ト2号	同 寒 河江字塩水46- 1	2DK	57.0	1	特定目的用 (高齢者等専用)	18,900	21,800	24,900	28,100	32,100	37,100	同
同 4号	同	3DK	70.7	1	一般用	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,200	

同 6号	同	同	同	70.7	1	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,200	
同 谷地アパー ト2号	同	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	71.1	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	
同 左沢アパー ト	同	同 大江町 大字 藤田264- 3	同	59.3	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	单身可
同 楯岡アパー ト	同	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同 楯岡中町ア パート	同	同 楯岡中町 5-1	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	单身可
同 大石田アパ ート	同	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	63.7	1	同	19,900	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	
			同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

- (3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年10月2日から 同月8日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は、令和2年10月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和2年12月1日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格 住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	公募 戸数	区分	家賃				摘要			
						収入が 104,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者		収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者		
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 3号	同	同	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		
同 4号	同	2DK	60.3	1	同	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500		单身可
同	同	3DK	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		同
同	同	同	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		
同 春日アパー ート2号	同 春日五丁 目2-43	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,200		
同 3号	同	同	75.6	1	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		单身可
同	同	同	75.6	1	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		单身可
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	15,600	18,100	20,700	23,300	26,600	30,700		单身可
同 米沢中央ア パート2号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800		
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	2DK	54.7	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400		单身可
同	同	3DK	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900		

同	同	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	单身可
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	同
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	同
同	同	同	69.9	2	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	
同 4号	同	同	75.4	2	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	
同	同	同	75.4	1	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	单身可
同 5号	同	同	75.4	4	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	
同	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	
同 6号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	
同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	同	69.2	2	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	单身可
同 2号	同	同	72.9	1	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200	
同 3号	同	同	72.9	4	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	单身可
同	同	同	72.9	2	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	
同 桜木アパー ト1号	同 南陽市三間通 1229-2	同	59.3	4	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 2号	同 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 糠野目アパ ト	同 東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	同	51.2	2	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	

同 大町アパー ト	同	高島695-12	同	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 糠野日第2 アパート	同 2	福沢南21-	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年10月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、土曜日、日曜日を除く。郵送の場合は、令和2年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社 西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 令和2年12月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育庁教育政策課学校施設担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2905
- 3 落札者を決定した日 令和2年7月20日
- 4 落札者の名称及び所在地  
升川建設グループ 代表企業 升川建設株式会社 西村山郡河北町谷地甲1083番地
- 5 落札金額 5,443,187,509円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和元年12月24日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年9月18日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 山形県立中央病院院内ネットワークシステム更新整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課情報企画係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2711
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社山形支店 山形市薬師町二丁目18番1号
- 5 落札金額 86,240,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和2年6月30日

令和2年9月18日印刷  
令和2年9月18日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県